

# はれっど

2006

5

NO.81

特集

## 信頼されるNPOになるために

加藤哲夫 (特活) せんたいみやぎNPOセンター代表理事

2005年度人材育成事業 NPOマネジメント講座報告

第6回「なつく！NPO法人化のステップ」

第7回「行政企業・NPOの協働ってなんだろう？」

5月のイベント紹介

サポートセンター情報

さぼせん広場

お知らせ・事務用ブース使用者募集

実は、誰でも使えます



ドアを開けると中は広々としています。入って右側にはベビーカー。奥には簡易ベッドがあり、少し横になれそうです。バリアフリーで、誰にでも優しい作り。電気のスリッパや水道は低い位置にあります。奥にあるトイレの隣にはスタッフを呼び出せるブザーが。…ここがどこかわかりますか？正解は多目的トイレ。車椅子の方や体の不自由な方だけではなく、多くの人がとって利用しやすいものになっています。例えばオムツの交換や授乳室として使えるのはもちろん、大きな荷物を持っている時や具合の悪い時にも便利です。「多目的」の理由、これで納得？

多目的トイレはB棟2階にあります。

# 信頼される NPOになるために

加藤哲夫  
(特活)せんだい・みやぎNPOセンター代表理事

市民公益活動とは、多くの人々の幸せをめざす、市民による自発的な活動で、賛同する市民に参加が開かれているものをいいます。当然、企業と違う(非営利組織である)、行政と違う(非政府組織である)わけです。そのNPO(法人も任意団体も含む)の信頼性を高めるにはどうしたらいいでしょう。

コミュニティを支援するNPOの調査に1週間イギリスに行ってきました。長い市民の自治の歴史を持つイギリスの農村地域のコミュニティも、農業の不振や都市への人口集中などで苦しんでいます。そんな地域を支えるためたくさんのNPOが活躍していました。コミュニティの計画づくりを支援し、議員を教育するプログラムを持ち、行政の政策と地域をつなぎ、コミュニティショップの設立を支援する、そんな活動が行われています。訪問した団体のうち最古参はなんと1923年に女性たちの手によって設立された団体でした。歴史の厚みを感じた調査旅行でした。

さて、わが国に帰ってみると、残念なことに、このところNPO法人の不祥事や事件が相次いでいます。悪徳リフォーム会社が住宅相談NPOを使った悪徳商法で逮捕、仙台某スクール休校問題、少し昔ですが介護NPOによる虐待問題、福島や古川の支援センター使い込み、移動サービス団体への家宅捜査、それに補助金・助成金不正経理発覚などさまざまです。たとえ少数のことでも、多くの人々が注目し、NPOに対する不信が増大するのは困ったことです。

もちろんそれぞれに関わった人々の責任が問われるべきものですが、新聞などの論調はどうもNPO法人制度の問題として取り上げられているようです。何か問題があると、どうして役所が取り締まらないのだ、というリアクションになってしまうのは、官僚支配の長かったわが国の特徴ではないでしょうか。詐欺を行えば警察が、脱税を行えば税務署が対応すればよく、被害をこうむれば損害賠償請求を起こせます。使い込

みや不正経理などの場合はどうしても刑事告発は見送られるケースが多いですが、公にしての社会的制裁は必須でしょう。(企業が不祥事を隠蔽しようとして傷を深くしてしまうというケースが多くなり、素早い公表と対策こそが必須という時代になっていることを、私たちはもっと知っておく必要があるでしょう。松下電器が温風ヒーターの死亡事故のあとにどんな対策をとっているか、よく見て学ばなければなりません。)

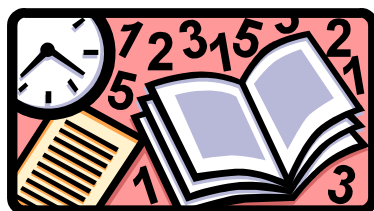
いずれにせよNPO法人制度のポイントは、「設立しやすく、解散しやすい」ことにあります。これは公益法人制度の問題点が「設立しにくく、解散しにくい」点にあるからこそ、それを是正するためにつくったNPO法でもあるので、設立された団体にある程度の解散があるのがあたりまえです。団体には寿命もありますから、この先解散がもっと増えてくるでしょう。

問題を起こすNPOの多くに共通するポイントは、理事会が機能していないということにあります。少数の会員(10人の設立要件ぎりぎり)で理事が数人という状態では、問題のある意志決定に監視やブレーキが利きません。個人商店的というか独裁政權的というか、そういうものになってしまうのです。NPOの運営相談の中には、監事が会計をしていたり、設立以来一度も理事会が開かれていなかったり、他の理事の顔を知らないとか理事が定款を読んだことがないというケースまであります。それでは問題が起きるのはあたりまえでしょう。

パリッシュという最小単位(200人程度から2万人程度)の行政区の議員さえ(なんとボランティアです)必ず選挙で選ぶというイギリスのコミュニティを見ってきましたが、わが国では、複数の人々が集まって民主的議論を重ね、公共的意志を形成し、共同で行動するという民主主義の基本がまったく機能していないNPOが残念ながら存在します。

しかし、だからと言ってそのような法律は日本人にはまだ早いのだと歴史を後戻りさせることはできません。そのような公共的団体を自治的民主的に運営するトレーニングを私たちの社会はしてこなかったのですから、それを可能にする法律の下で自らを鍛えていく以外に道はないのです。

そしてNPO法人制度の本旨は、「市民公益活動+自由な非営利法人制度」です。残念ながら「市民公益活動」とは言えないような活動が混じりやすいことは事実です。それは何よりその活動の公益性は事後的に(つまり実際の活動の成果で)社会が判断しようという制度だからです。



だからこそ、信頼されるNPOであるためには、最低限以下のことが必要だと言えます。

まず、その団体の活動によって社会がよくなっていることがわかりやすく示されていることが必要です。それは「誰の役に立っているのか」「何をどう変えているのか」ということが具体的にわかることです。つまり、顧客とニーズ、そして目標とする成果が明確であり、実際に成果を出していることが求められます。

そのためには、事業計画・報告や会計報告がきちんとなされていることが絶対条件です。取り組みの成果と資金の使途の透明性が問われるわけです。残念ながらNPO法人のかなりの部分が、事業報告書を所轄庁が見せる見本通りに、ペーパー1枚程度で済ませています。そのような報告書を見せられても市民は、その団体が成果を出しているかどうか、判断することができません。事業報告書は、1年間自分の団体が「誰のためにどんな成果をあげたか」を伝えるものです。また、任意団体(人格無き社団)であっても、法人と同様に社会や会員に対する説明責任を負うと考えるべきです。皆のお金を預かり、社会的な取り組みをする以上、活動とお金はもう特定の人のものではなく、皆の(公共の)ものだからです。

良い仕事をする事、そしてその成果を社会に公開、発信していくことが、信頼されるNPOになるために必要なことの第一歩と言えます。

## 次号予告

## サポセン利用者アンケート大集計 結果報告

サポートセンターは、みなさんにとってどのような施設なのか、どのようにご利用いただいているのかを把握するため、今年2月に利用者のみなさんへアンケートのご協力をお願いしました。ご回答いただいたみなさんには御礼申し上げます。

現在、アンケートの集計を進めております。その結果を元に、次回のばれっと6月号では「(仮称)サポセン利用者アンケート大集計 結果報告」をお送りします。これを見ればサポセン利用者の素顔がわかる!?次号、乞うご期待!

## 第6回

# 「なっとく！NPO法人化のステップ」

団体の大きな決断である法人化。法人化を簡単に決めてしまう前に、特定非営利活動促進法（以下NPO法）ができた背景やその性質、これだけは知っておきたい法人化のステップを学びました。

2006年3月11日（土）9:30～12:30  
仙台市民活動サポートセンター 3階セミナーホール  
講師：青木 ユカリさん  
（特活）せんだい・みやぎNPOセンター事務局次長

### 法人格を取る前に～NPO法のおさらい

県内のNPO法人数は、2006年4月現在400団体を  
超し増加の一途をたどる一方で、NPOへの信頼性が  
問われるようなことも起こっています。まずは、そも  
そもNPO法がなぜできたのかを確認してみましょ  
う。

1980年代に入るまで公共事業は行政が、営利事業は  
民間が行うという考え方が主流でした。しかし市民の  
ニーズの多様化により、行政の提供するサービスだけ  
では担いきれない社会的な課題がでてきました。そこ  
で市民が自らその課題を解決しようと活動を起こし、  
そして、それら市民活動団体の社会で担う役割の大き  
さが注目されるようになりました。しかし日本ではそ  
のような活動をする団体を支援する制度はありませ  
んでした。そのような中、1995年の阪神淡路大震災が  
きっかけとなり、市民側からの法整備を求める声にも  
後押しされ、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO  
法）が1998年に施行されました。比較的簡単な手  
続きで法人格を取得できるようにするなど、市民によ  
る公益的な活動を促進することを目的としています。

### まず団体内部で検討しよう

法人化は、団体が目的を達成するための一つのステ  
ップです。ですから、法人化が団体にとって必要かど  
うかを判断するために内部でしっかりと話し合うこ  
とが大切です。そのポイントとして、次の7つを検討  
や再確認すると良いでしょう。

#### 法人化の前に団体内で話し合うポイント

- 活動の目的は何か？
- 目的を達成するために、どのような活動をする必要があるのか？
- 法的な関係や信用の構築が必要になるか、法人化はそれに役立つか？
- 事務局体制や資金はどの程度必要か？
- 活動に継続性はあるか？代替わりの可能性はあるか？
- NPO法人制度を勉強したか？
- 法人化した後、団体の運営を行えるか？

せっかく法人化をしても活動がきちんとできなければ何にもなりません。何のために法人化するのか、団体にとってプラスになるのかなどしっかり確認しましょう。

また、法人化をすると社会的信用が得られると思われがちですが、そうではなく、法律で義務付けられた情報公開を積み重ねることによって団体の信用に繋がるのです。法人になった場合にどのような効果や義務があるのかを考慮したうえで、団体の活動にとって法人化は本当に必要なものなのかを内部で検討することが必要です。

法人になった場合の効果と義務としては次のようなことがあげられます。

#### 【法人化による効果】

契約、所有の主体となれる 団体の資産と個人の資産を明確に分けられる 従業員を雇いやすくなる 情報公開されるので一般の人のアクセスがしやすくなる 個人より信用が作りやすい 海外での活動がしやすい...など

#### 【法人としての義務】

官公庁への届出や保険などの支払いの管理が発生する 法人住民税がかかる、収益事業を行えば法人税や事業税などの税金がかかる 情報公開が義務付けられる...など

### 法人化の諸手続きについて

法人を設立するには、NPO法に定められた要件を満たして所轄庁の認証を受け、法務局で設立の登記をすることが必要です。設立に関する実務の流れなどの詳細は、下記ホームページをご覧ください。

**宮城県NPO活動促進室**  
<http://www.pref.miyagi.jp/npo-seisyuu/setsuritsu.htm>

**みやぎNPO情報ネット**  
<http://www.miyagi-npo.gr.jp/houjin/index.htm>

法人化の前には一呼吸置いて、それが団体にとって良い選択なのか検討することが重要です。サポートセンターでは法人化に関する参考図書を貸出しておりますので、どうぞご活用ください。

## 第7回

# 「行政・企業・NPOの

# 協働ってなんだろう？」

NPOがミッションを達成するための手段の一つに、行政や企業との協働があります。その協働とは何なのか、そして協働を成功させるために必要な考え方やコツを仙台協働本「せんだい・こらぼん」を使いながら学びました。

2006年3月11日(土) 13:30~16:30

仙台市市民活動サポートセンター 3階セミナーホール

講師：紅邑 晶子さん

(特活) せんだい・みやぎNPOセンター常務理事

### 協働とは

協働は、異なるセクターの組織が、特定課題の解決のために、目的を共有し、お互いの資源を持ち寄り、相乗効果をあげながら協力して行う取り組みのことです。その組み合わせはNPOと行政に限らず、NPOと企業という場合もあります。

このように協働することで、異質な主体がお互いに不足する部分を補い、個々に取り組み以上の相乗効果や波及効果が得られます。また、目的は同じでも組織文化などの違いによって、個々の取り組みとは異なる取り組み方ができ、行政、NPOに限らずさまざまな立場の市民の参加する機会を増やすことができます。

行政の財政難やニーズの変化に伴って、公共サービスも効果的・効率的に対応できない状況が増えています。一方でNPOは、社会的な問題に対して自発的に解決行動をする団体です。しかし、NPO単独の活動には限界があります。行政や企業も同じテーマに取り組んでいたならば、いっしょに活動することが効果的と感じ、協働を考えるNPOが出てきています。

### 協働のプロセス

協働をする前にまず、自分の団体が何を目標としてどのような事業を実施している、またはしようとしているのかを知る必要があります。それらの事業を点検する中で、単独で行うより他の組織体と協働したほうがより成果が上がる事業があれば、組織内で検討してみましょう。検討の結果、協働することになれば、下表のようにプロセスを進めていきます。

企画書作成	なぜ協働するのか、何を目標とするのか、どのように協働するのかを協働する前に戦略的に考えて、企画書として作成します。
予算の積算	企画書にやりたいことだけを書くのではなく、どれほどの予算規模で事業ができるかということも考える必要があります。
協働相手の選定	行政の協働事例などの情報収集を行い、選定します。ホームページで容易に情報を集めることができます。
協議	事業内容について協議し、内容の修正や、責任や役割の分担を行います。
評価	常に、協働がうまくいっているのか客観的に評価する姿勢を持つことが必要です。

### 協働の手法にはいろいろある

協働にはさまざまな手法があります。その協働事業について(1)始まる経緯、(2)活動領域、(3)目指す方向による手法の違いを認識しておくことが必要です。協働の手法について代表的なものをご紹介します。

委託	行政が実施責任を負う事業をNPOに委託して実施する手法
実行委員会・協議会	NPO・市民・企業・行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が主催者となって、事業を行う手法
共催	NPOと行政・企業が主催者となって、共同で一つの事業を行う手法
情報交換・提供	NPOと行政・企業の双方が持っている情報を積極的に提供しあい、活用する手法
助成	NPOが行う事業に金銭や物品を支援することでNPOの活動の幅や可能性を広げ、公益を実現する手法
後援	NPOが行う事業に金銭や物品以外を支援することでNPOの活動の信頼性を高めて、活動への市民の理解を深め、公益を実現する手法

### 協働を進める際のルール

文化の違う組織同士が協働する際、共通のルールを持って取り組むことが必要です。共通のルールがなければ意思の疎通がうまくいかず、協働が失敗する原因となります。協働を進めていく上で、協働のルールの5つのポイントを確認しましょう。

#### <協働のルールのポイント>

対等なのかどうかを確認し、相互の自主性を尊重しあうこと。  
 お互いの違いを認め相互理解すること。  
 目的と目標を共有すること。  
 役割分担と責任について事前に協議し、できるだけ文書化をして明確にしておくこと。  
 協働に関してどのような目的、協力関係なのかを協働相手や第三者に情報公開することで、説明責任を果たし、透明性を確保すること。

今回の報告では、協働を行う際のルールや手法などについてのポイントのみを抜粋して紹介しております。詳しくは、仙台市が職員向けに作成した協働の手引書「仙台協働本(せんだい・こらぼん)協働を成功させる手引き」をご覧ください。2階情報サロンで閲覧できます。また、仙台市のウェブサイトからもダウンロードできます。

<http://www.city.sendai.jp/shimin/ti-shinkou/tebiki/index.html>

ここから始める!

**イ ベ ン ト 紹 介**

# 5月

サポートセンターで行われる、参加者募集中のイベントを紹介します。  
 原則として各団体に提出していただいた文章をそのまま掲載しています。  
 毎月5日締め切りで、翌月サポートセンターを会場に開催するイベント情報を募集しています。  
 ご希望の方はお問い合わせください。

**5 / 6** .....  
 シニア元気笑学校 生徒募集

日時：5月6日(土)  
 13:20~15:50  
 場所：セミナーホール  
 内容：1校時.社会「行政の変化」を整理してみよう。  
 2校時.音楽「楽しい音楽」を聴衆しよう。  
 希望者によるソフトドリンク付課外授業あり(1000円)  
 参加費：1日 800円  
 (事前申込必要)

主催：シニア元気笑学校  
 お問い合わせ：  
 TEL 022-248-3765  
 FAX 022-248-3775(渡辺)

**5 / 8 ~** .....  
 「脳トレ塾」会員募集

日時：5月8日、15日、22日、29日(毎週月)  
 10:30~ 11:00~  
 11:30~  
 場所：研修室1  
 (5月15日のみ研修室4)  
 内容：「簡単な読みと書きと計算」と「サポーターとの対話」により高齢者の脳の活性化を目指す塾です。毎週月曜日の10:30、11:00、11:30の3コースから選んでください。

参加費：毎月(4回)1000円  
 (事前申込必要)  
 主催：脳トレーニング協会

問い合わせ：  
 TEL 022-214-8551  
 FAX 022-373-1468(佐藤)

**5 / 10** .....  
 端午の節句のおさそい

日時：5月10日(水)  
 13:00~15:00  
 場所：親子交流サロン  
 内容：お子さんの健やかな成長をグランマと一緒に祝いませんか?!皆さんの参加をお待ちしております!!  
 託児(一時預かり)しておりますので、お気軽にご利用くださいませ。

参加費：1名100円  
 (事前申込必要)

主催：子育て支援グランマ  
 お問い合わせ：  
 TEL 090-5238-4544  
 FAX 022-256-5939(松倉)  
 baby.17-7-7.s@docomo.ne.jp

**5 / 11 ~** .....  
 フットケアセラピスト養成講座夜間受講生募集

日時：5月11日(木)  
 18:30~20:30  
 5/18・6/1・15・29・7/13・27、全7回ですが日時の振替など相談に応じませんのでお気軽にお問い合わせ下さい。

場所：親子交流サロン  
 内容：あなたの足は元気ですか?日頃の疲れを手軽なフットケア・マッサージで健康管理しましょう。誰でもどこでも出来る技術を学んで、あなたのこれからの人生をエンジョイしませんか。認定試験に合格するとセラピストの終了証が発行されます。

参加費：37000円(教材費、認定申請料、テキスト代含む)  
 (事前申込必要)  
 主催：J R F A 足市場 森 照恵  
 (J R F A 公認講師)

問い合わせ：  
 TEL&FAX 022-223-9023  
 携帯 090-7564-9831(森)

**5 / 13** .....  
 シニア元気笑学校 生徒募集

日時：5月13日(土)  
 13:20~15:50  
 場所：セミナーホール  
 内容：1校時.図工「リフォーム詐欺、耐震対策」を理解しよう。  
 2校時.体育「家庭で簡単にできる“笑学校体操”」を覚えよう。

参加費：1日 800円  
 (事前申込必要)

主催：シニア元気笑学校  
 お問い合わせ：  
 TEL 022-248-3765  
 FAX 022-248-3775(渡辺)

**5 / 16** .....  
 世界の人々とひとつのことばで  
 国際語エスペラントの夕べ  
 (一日講習)

日時：5月16日(火)  
 18:30~20:30

場所：研修室1  
 内容：国や民族の違いにかかわらず、対等の立場で交流することのできる国際共通語エスペラントをご存知ですか？エスペラントはとても易しい言葉です。私たちがエスペラントを使って行っているさまざまな国際交流の様子をお見せします。

参加費：300円(事前申込不要)  
 主催：仙台エスペラント会  
 問い合わせ：  
 TEL&FAX 022-244-2614  
 (三瓶/18:00以後)

**5 / 23** .....  
 国際語エスペラント入門講座

日時：5月23日(火)  
 18:30~20:30(全15回)

場所：研修室2  
 内容：国や民族の違いを超えて人と人が対等の立場で交流することのできる国際共通語エスペラントをABCから

学ぶ15回の講座です。エスペラントは他の言語よりずっと易しいので、比較的短い期間で実際に使えるようになります。

参加費：5000円+教材費  
 (事前申込不要)

主催：仙台エスペラント会  
 問い合わせ：  
 TEL&FAX 022-244-2614  
 (三瓶/18:00以後)

## サポセン移転情報

今回のばれっとでは、今後の新サポートセンターの予定ならびに移転後の使用料についてお伝えいたします。今後も移転に関する情報は、随時、本紙等でお知らせしてまいります。

### 今後の予定

日程	予定
平成18年6月16日~29日	新サポートセンター 事務用ブース使用者募集
平成18年6月中旬	新サポートセンター 貸室申込受付開始 (市民活動シアター(地下)を除く)
平成18年6月6日~22日	新サポートセンター ロッカー、レターケース使用者募集

### 移転後の使用料

#### 事務用ブース、ロッカー使用料

	金額(1ヵ月当たり)
事務用ブース	7,000円
ロッカー(大) 新設 現在の(大)の 2倍程度の大きさ	1,200円
ロッカー(中) 現在の(大)と同じ大きさ	800円
ロッカー(小) 現在の(小)と同じ大きさ	400円

#### 貸室使用料

	金額(1時間当たり)
セミナーホール	1,600円
研修室(50㎡以上)	800円
研修室(50㎡未満)	400円

市民活動シアター(地下)については、今後お知らせいたします。



# さ ぼ せ ん 広 場

.....  
\* 利用票の感想欄より利用者みなさんの声をご紹介します。

うるさいサークルと隣り  
合わせで閉口でした。  
となりあいたくないもの  
です。

交流サロンは、みなさんでつくる公共の場です。そもそも「少人数の打ち合わせや作業」のために使う場所です。1テーブル以上の人数になる場合は貸室のご利用をお願いしております。みんなが気持ちよく快適に使用できる場であるよう、お互いに声をかけあい、ご協力をお願いします。  
私たちスタッフも、より良い空間づくりのためにいっそう努力してまいりたいと思います。



## お 知 ら せ

### 事務用ブース使用者募集

**NPOやボランティア団体等、自発的で公益的な活動を行う団体の簡易な事務所としてお使いいただけます。(専用の事務所を有しない団体に限り)**

使用期間：2006年9月1日～2007年8月31日

募集数：2ブース(予定)

設備等：机・イス・ロッカー(面積約4㎡)

使用料：7000円/月

入居団体は、審査選考で決定します。

#### 申込受付期間は

2006年6月16日(金)～29日(木)

9:00～21:00(日曜・祝日は17:00まで)

**所定の申込用紙に記入の上、1階窓口までお申し込みください。お問い合わせはサポートセンターまで。**

#### ご注意ください!

**市民活動サポートセンターは平成18年9月に日専連ビープ(仙台市青葉区一番町4-1-3)へ移転します。今回の募集は、新しい施設の事務用ブースとなります**

発行：仙台市市民活動サポートセンター

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目8-15

TEL:022-212-3010 FAX:022-268-4042

ホームページ <http://www.sapo-sen.jp>

発行日：2006年4月20日

編集：特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPOセンター

編集人：渡辺幸代 本田ふみ

イラスト：「ボランティア・市民活動カット集」

(社会福祉法人 大阪ボランティア協会)

古紙100%使用再生紙を使用しています。

大豆油インキを使用しています。

ご感想・  
ご意見を  
お待ちしております！

**仙台市市民活動サポートセンターとは**  
さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちが、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設です。

#### サポートセンターのサービスあれこれ

貸室(研修室・会議室・セミナーホール/有料)

打ち合わせや講演会等で使えます。

ロッカー(有料)・レターケース(無料)・事務用ブース(有料)

交流サロン

少人数の打ち合わせに予約なしで使えるフリースペース(無料)

チラシ・ポスターの掲示、展示スペース(要申込/無料)

情報サロン

**市民活動団体に関するさまざまな情報があります。**

**市民活動相談の受付や図書閲覧・貸出も行っています。**

**市民活動に関する情報収集用インターネット閲覧(無料)**

印刷作業室

**印刷機(紙持ち込み/1製版100円)、紙折り機(無料)**

**コピー機(1枚10円)**

開館時間 平日/午前9時～午後10時

日曜・祝日/午前9時～午後6時

## 案 内 図



ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

[バス] 商工会議所前下車徒歩3分

[地下鉄] 広瀬通駅東2番出口より徒歩3分

お車の方は周辺有料駐車場をご利用ください。

注) 路上駐車は周辺の迷惑となりますのでおやめください。